

和歌山市総合事業に伴う国保連合会へのサービス費請求事務に係る 「地域区分」の設定について

1 和歌山市の地域区分について

和歌山市の総合事業の地域区分は、介護給付費と同様です。

- (1) 訪問型サービス 10,420円（平成30年度）
- (2) 通所型サービス 10,270円（平成30年度）

2 地域区分の設定について

【国保連合会へのインターフェイス仕様書都道府県編より】

サービス種類が訪問型サービス（A2～A4）、通所型サービス（A6～A8）については、登録保険者の所在地に相当する地域区分、または「5：その他」（10円）を設定する。



市外の訪問型・通所型サービス事業所を利用する場合

（例1）和歌山市の被保険者が、市外の事業所を利用する場合

- A2・A6（現行相当：新規指定） → 和歌山市の地域区分で請求
- A3・A7（緩和型：新規指定） → 和歌山市の地域区分で請求

【注意点】住所地利例対象者の場合は、サービスを提供する施設所在地の市区町村の
地域区分になります。

- （例2）和歌山市の被保険者（住所地利例対象者）が、市外の事業所を利用する場合
- A2～A4 → 施設所在地の地域区分で請求
- A6～A8 → 施設所在地の地域区分で請求